

嬉 野 市 監 査 告 示 第 8 号

平成31年3月15日付けで提出された嬉野市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を、次のとおり公表する。

令和元年5月13日

嬉野市監査委員 西 川 平 七

嬉野市監査委員 富 永 敏 文

第1 請求人

省略

第2 請求の趣旨

(1) 平成31年3月15日付け「嬉野市職員措置請求書」(原文のとおり)

第一 請求の趣旨

1 対象となる財務会計上の行為

嬉野市(以下「市」という)が、嬉野市商工会(以下「商工会」という)を通じて、嬉野市のまちづくり会社「株式会社A」(以下「A」という)に対して行った下記の行為は違法かつ不当なものであるので下記の通り監査請求する。

ア 市が平成30年2月13日に平成29年度嬉野市商工観光振興事業費補助金(以下「空き店舗改修補助金」という)として200万円を、商工会を通じてAに交付すると決めた支出負担行為。

イ 市が平成30年4月3日に空き店舗改修補助金として200万円を商工会に支出し、補助金をAに交付することを決定した支出命令行為。

2 上記対象行為に対する監査請求の内容

ア 上記アを行った村上大祐市長に対する200万円の損害賠償請求。

- イ 上記イを行った●●産業建設部長、●●うれしの温泉観光課長、●●会計課長、●●財政課長に対する連帯債務としての 200 万円の損害賠償請求。
- ウ ●●商工会会長に対する 200 万円の損害賠償請求。
- エ Aに対する 200 万円の不当利得返還請求。

第二 請求の要旨

(1) 事実の経緯

- ア Aは、本店を(略)(のち「(略)」に移転)に置き、代表取締役を●●氏とし、平成 29 年 6 月 1 日に設立された株式会社である。
- イ 嬉野市商工会は、所在地を佐賀県嬉野市塩田町馬場下甲 1777 番地 1 に置き、会長を●●氏とし、平成 20 年 4 月 1 日に設立された団体である。
- ウ 平成 30 年 2 月 1 日までに、Aが廃業したB((略))をカフェ・雑貨店「C」として改装する内容の「平成 29 年度嬉野市商工会助成金交付申請書」「事業計画書」を、嬉野市建設・新幹線課の●●副課長(当時)が作成。商工会に提出した【事実証明書①の 1「商工会助成金交付申請書」、同①の 2「申請書の作成者」、同②の 1「事業計画書」、同②の 2「事業計画書の作成者】。旧BはAの本社屋でもある。
- エ 平成 30 年 2 月 13 日に、商工会の●●会長が●●市長宛てに、旧Bの改装補助金として 200 万円の交付申請書を提出した【事実証明書③「補助金等交付申請書】。
- オ 市は平成 30 年 3 月 23 日に商工会に対して補助金 200 万円の交付が確定したことを通知した【事実証明書④「補助金確定通知書】。
- カ 商工会は平成 30 年 3 月 23 日で改装完了を市に報告する「補助金等実績報告書」を提出、同日付で市が受領した【事実証明書⑤「補助金等実績報告書】。
- キ 市は平成 30 年 4 月 3 日に商工会に 200 万円を支出することを決定した支出命令行為を行い、同年 4 月 26 日に支払った【事実証明書⑥「支出命令書】。
- カ 商工会はAに空き店舗改装補助金 200 万円を交付した(日時不詳)【事実証明書⑦「平成 29 年度社会資本整備総合交付金事業(空き店舗改修)】。

(2) その行為が違法かつ不当である理由

ア 嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準に反しており違法

Aは「C」の業種を「飲食・物販業（カフェ・雑貨販売）」とし、営業時間を午前11時～午後8時、不定休、従業員2人として改装補助金を受けた【事実証明書②】。

嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準では、週5日以上、日中6時間以上、2年以上の営業を義務づけている【事実証明書⑧「嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準」】。しかし、実際には平成30年秋以降は従業員も置いておらず、休業状態にある。初年度960万円と想定したカフェ・雑貨販売の売り上げもほぼない。補助金交付基準に反しており違法である。

イ 補助金申請書・事業計画書が違法

Aが作成すべき「平成29年度嬉野市商工会助成金交付申請書」「事業計画書」を、補助金を交付する側である嬉野市の職員が作成しており【事実証明書②】、違法である。事業計画書では開業の動機として「外国人をターゲットにした店舗づくりをすることで、地元の人と観光客の交流の場となり、嬉野の未来にもつながると思い出店を志した」とあるが、Aは外国人観光客向けの案内・メニュー等を用意しなかった。広告として「SNSを用い積極的な広告を行う。また、旅館等とも連携したPRを行う」と記載しているが全く行っていない。

(3) その結果、嬉野市に生じている損害

平成29年度嬉野市商工観光振興事業費補助金（社会資本整備総合交付金事業空き店舗改修）の全額200万円。

第3 請求の受理

本件請求については、平成31年3月15日に受け付け、要件審査した結果、法第242条に規定する要件を具備していると判断し、平成31年4月4日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求書、事実証明書及び陳述の内容から、市が嬉野市商工会に支出した

平成29年度嬉野市商工観光振興事業費補助金（社会資本整備事業嬉野市商工会温泉街空き店舗等活用事業）について、財務会計上の違法又は不当な交付決定、公金の支出に該当するかどうかを監査対象とした。

2 監査対象部局

監査対象部局は、産業振興部 観光商工課（当時 産業建設部 うれしの温泉観光課）である。

3 証拠の提出及び陳述機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成31年4月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人及び代理人は陳述を行った。

4 関係人の調査

監査に当たり、観光商工課を対象として関係書類を調査したほか、法第199条第8項の規定に基づき、関係人として産業振興部長（当時 産業建設部長）、広報・広聴課長（当時 うれしの温泉観光課長）ほか関係職員から事情聴取を行った。

第5 監査の結果

1 事実の確認

本件請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された事実証明資料並びに関係人の調査及び提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

（1）補助事業の概要

この事業は、嬉野市商工会が実施する嬉野市商工会温泉街空き店舗等活用事業に対して、市が嬉野市商工会へ補助金を交付するものであり、商店街（社会資本整備総合交付金交付要綱で定める対象区域内にある商店街をいう。以下同じ。）の空き店舗への新規出店を促進し、商業機能の充実と集客力の向上を図ることによって、地域経済の振興及び嬉野温泉街の活性化を目的としている。

補助金については、国の社会資本総合交付金を活用し、その交付に当たっては、嬉野市補助金等交付規則、嬉野市商工観光振興事業補助金交付要綱及び嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準に基づき行っている。

(2) 本件支出について

① 本件補助金に係る予算措置

本件に係る予算については、当初予算資料である「平成29年度嬉野市予算に関する説明書」に明示され、平成29年第1回嬉野市議会定例会において予算議案を可決されており、議会の手続を経たものである。

② 支出に至る経緯

本件の支出に至る経緯については次のとおりである。

件名	平成29年度嬉野市商工観光振興事業費補助金 (社会資本整備事業嬉野市商工会温泉街空き店舗等活用事業)
補助金交付申請日	平成30年2月13日
補助金交付決定日	平成30年2月13日
補助金額確定日	平成30年3月23日
補助金交付日	平成30年4月26日
補助金交付額	2,000,000円

③ 事業の内容及び実績

本件においては、市から嬉野市商工会に補助金を交付し、嬉野市商工会から株式会社Aに嬉野市商工会温泉街空き店舗等活用事業助成金として交付されている。本件は、商店街の空き店舗を活用した新規出店に係る空き店舗等の改修費及び借家料を補助するものであり、その実績については次のとおりである。

(単位:円)

補助事業 経費区分	事業費 (補助事業 に要する全 経費)	補助対象 経費	事業費の負担区分		補助限度額	
			補助金額(補 助対象経費 の4割)	事業者負担		
改修費	計画	5,951,600	5,151,600	2,060,000	3,891,600	2,000,000
	実績	5,366,600	5,151,600	2,060,000	3,306,600	
借家料	計画	90,000	90,000	36,000	54,000	
	実績	30,000	30,000	12,000	18,000	
計	計画	6,041,600	5,241,600	2,096,000	3,945,600	2,000,000
	実績	5,396,600	5,181,600	2,072,000	3,324,600	

2 監査の結果

(1) 結論

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求に係る補助金の交付決定及び公金の支出については、違法又は不当であるとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。よって、本件請求を棄却する。

(2) 監査委員の判断

請求人が違法又は不当と主張する事由について、以下のとおり個別に検証し判断を行った。

① 嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準に反しており違法であるとする ことについて

嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準は、その趣旨を空き店舗等活用事業に係る事務を統一的かつ円滑に運営するため必要な事項を定めるものとし、本件事業に係る補助対象者や補助対象経費等を定め嬉野市補助金等交付規則に基づく補助金等の交付の申請及び補助金等の額の確定に係る審査

の際の判断基準となっている。

請求人は、嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準の補助対象者の要件である第3条（1）「小売業、サービス業、飲食業等を指定された商業地域にある空き店舗等を借り又は買い取って2年以上継続して営業する者」、同条（3）「1階部分の入口（店舗入口の前面に駐車場を有する場合は、当該駐車場の入口を含む。）が道路に接している空き店舗等を活用し、かつ、原則週5日以上営業する者」、同条（4）「営業する時間帯は昼間の営業を基本とし、原則として6時間以上営業する者」に反し、平成30年秋以降は、休業状態にあると主張している。しかし、本件請求の対象である財務会計行為、すなわち補助金の交付申請に係る審査を経てなされた補助金交付決定（支出負担行為）及び補助事業に対する実績報告に基づき補助金額の確定に係る審査を経てなされた支出命令行為の2時点において、請求人の主張する事実は判断できない。

この2時点については、補助金の交付申請書及びその添付資料から嬉野市補助金等交付規則、嬉野市商工観光振興事業補助金交付要綱及び嬉野市空き店舗対策事業補助金交付基準に違反する事由は見当たらず、また、実績報告書及びその添付資料においても、実際に交付基準に沿った補助対象経費であったことが確認でき、交付基準等に違反する事由は見当たらなかった。したがって、市の補助金事業として適正に事業採択され、補助金が交付されていると認められる。

② 補助金申請書・事業計画書が違法であるとする事について

請求人の主張に対し、市は、職員が職務の一環として事業者である株式会社Aに対して、補助金申請における相談に応じ、作成について助言したことは認めているが、作成については認めていない。

請求人は、文書データのプロパティのスクリーンショットを証拠書類として提出しているが、タイトルが異なっており、これが当該補助金申請書及び事業計画書のものであるとは判断できない。また、請求人が提出した証拠書類と株式会社Aが嬉野市商工会に提出した書類は一致していない。

したがって、請求人から提出された証拠書類のみをもって、請求人の主張を採用することはできず、補助金申請書及び事業計画書が違法であるということとはできないと判断する。